

第 29 回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議

- 1 開催日時：令和 3 年 3 月 5 日（金）8：45～9：05
 - 2 開催場所：三重県庁 3 階 プレゼンテーションルーム
 - 3 出席者：鈴木知事、稲垣副知事、廣田副知事、服部危機管理統括監、日沖防災対策部長、福永戦略企画部長、紀平総務部長、加太医療保健部長、大橋子ども・福祉部長、岡村環境生活部長、安井廃棄物対策局長、大西地域連携部長、辻国体・全国障害者スポーツ大会局長、横田南部地域活性化局長、前田農林水産部長、島上雇用経済部長、河口観光局長、水野県土整備部長、真弓県土整備理事、森会計管理者兼出納局長、木平教育長、喜多企業庁長、加藤病院事業庁長、串警察本部警備第二課危機管理室長、高間四日市港管理組合経営企画部長、伊藤四日市市危機管理室長、事務局
- 4 議事内容：以下のとおり

（服部危機管理統括監）

- ・これより「第 29 回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員会議」を始める。

議題 1 新型コロナウイルス感染症の県内発生状況等について

（服部危機管理統括監）

- ・事項 1「三重県新型コロナウイルス感染症の県内発生状況等について」説明をお願いします。

（中尾医療保健部副部長）資料 1 に沿って説明

- ・県内患者発生状況について、昨日 2 月 25 日時点で延べ 2,549 名と 1 月 14 日の緊急警戒宣言発出、2 月 5 日の宣言延長以降、クラスターの発生はあるものの、減少傾向は継続している。
- ・直近 1 週間の人口 10 万人当たりの患者数は、新規事例数も含め 2 月以降減少傾向にある。
- ・年齢別発生状況では 2 月中旬以降、医療機関、介護施設でのクラスターにより 70 歳代以上が高い割合で継続している。
- ・感染経路について、感染経路不明割合は 2 月 13 日の週以降は 10%前後で推移している。
- ・県内外別の感染経路は、県外由来が大幅に減少している。

- ・経路別の詳細では、飲食の場での感染割合が0%となっている一方でクラスターの影響によって、介護施設、福祉施設が高い割合となっている。
- ・PCR等検査件数について、直近では3,035件の検査を実施し、陽性率は1.7%と低い傾向となっている。
- ・資料1別添として、保健所別のデータをつけているため後ほどご確認いただきたい。
- ・クラスターの発生状況について、昨日時点で発生件数は44件、2月以降は7件で高齢者施設3、カラオケ2、医療機関1、福祉施設1となっている。
- ・入院患者数、重症者数とも減少傾向であるものの、病床占有率は依然30%近い状況にある。
- ・政府指標の状況は緊急警戒宣言発出時点の1月14日時点と、3月4日時点と比較すると、大幅に改善しているものの、病床にひっ迫具合については、27.8%と11月21日以来103日ぶりにようやく30%を下回った状況であり、重症者用病床も11.3%と病床に関しては依然として注意が必要である。

(服部危機管理統括監)

- ・このことについて何か質問はあるか。
(質疑なし)

議題2 「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』ver. 9」 について

(服部危機管理統括監)

- ・事項2「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』ver. 9」について説明をお願いします。

(清水防災対策部副部長) 資料2に沿って説明

- ・資料2、1ページ目「はじめに」より、1月14日に緊急警戒宣言を発出、1月22日には新規感染者が過去最多の54名となったが、県民・事業者の協力のおかげで、飲食の場や県外由来の感染事例は激減し、酒類を提供する飲食店等への営業時間短縮要請は当初の期限どおり2月7日で終了させていただいた。一方で、1月下旬以降もクラスターが多発、厳しい状況が続いており「緊急警戒宣言」を3月7日まで延長した。
- ・2月28日には1週間の人口10万人あたりの新規感染者数が102日ぶりに3.0人を下回るなど、感染状況の改善が継続していることから、「緊急警戒宣言」は予定どおり3月7日までとさせていただく。
- ・しかし、緊急警戒宣言期間中に県民の皆様に取り組んでいただいた成果が、水

泡に帰すことは絶対にあってはならず、医療機関への負荷を軽減し、ワクチンの円滑な接種を進めるためにも、引き続き高い警戒感をもって対策を徹底していく必要がある。

- このことから、県民・事業者の皆様と一緒に取り組んでいただきたい感染リスクを下げる行動について、指針バージョン9として取りまとめた。適用期間は3月8日から4月30日までとする。
- 主な内容について指針バージョン8からの変更点を説明させていただく。
- 3ページ目、(2)について、飲食の際にはなるべく普段一緒にいる人と、深酒・はしご酒は控え適度な酒量とし、箸やコップは使いまわさないなどの工夫をお願いする。
- 歓送迎会、新歓コンパ、宴会を伴う花見など、多数の人が集まる飲食を伴う催しの実施や参加は控えていただくようお願いする。
- 4ページ目、最上部、同居家族以外の人と会う際は、食事中の会話やカラオケなどの場合も含めマスク着用などの対策をお願いする。
- (3) 移動について、緊急事態宣言が発出されている都道府県、まん延防止等重点措置及び飲食店等への営業時間短縮要請等がなされているエリアへは、生活の維持に必要な場合を除き、移動を避けていただくよう引き続き特措法に基づく協力要請を行う。それ以外の都道府県への移動について、必要性について、今一度立ち止まって慎重に検討をお願いする。
- 入学や転勤等で他県へ転出する場合は、移動前から感染リスクの高い場面を避け、体調管理を徹底するなど、感染拡大防止への協力をお願いする。
- 5ページ目、県外の皆様に対しては、入学や転勤等で転入される場合、転入前から感染リスクの高い場面を避け、体調管理を徹底するなど感染拡大の防止への協力を追加する。
- 事業者の皆様に対し、普段から従業員の健康管理に留意するとともに、従業員が体調不良を申し出やすい環境づくりや、早期に帰宅させ、受診を勧めるなど、「広げない」ための対策をお願いする。
- 6ページ目、医療機関、社会福祉施設においては、特に施設内に「持ち込まない」「広げない」ことを意識した対策を行っていただくよう特措法に基づき協力を要請する。
- 食事や休憩、懇親会などの居場所の切り換わりの場面で感染が発生していることから、事務所、工場に加え、食堂、休憩所、喫煙所などでも感染防止対策の徹底をお願いする。
- 卒業式、入学式、入社式などの行事を実施する場合は、人と人との間隔の確保など、感染防止対策の徹底をお願いする。また、他県から転入される方に対し、転入前から体調管理の徹底を呼び掛けていただくようお願いする。

- ・ 7 ページ目以降は大きな変更はない。
- ・ 資料 2-2 は、感染拡大のリバウンド防止に向けて、県民や事業者の皆様には必ず守っていただきたい事項をわかりやすくお伝えするため、指針バージョン 9 から主な内容を抜粋したものである。関係機関や団体等の皆様に、事務所や店舗での掲示に活用いただくなど、指針バージョン 9 と併せ、周知いただきたい。

(服部危機管理統括監)

- ・ このことについて何か質問はあるか。
- (質疑なし)

議題 3 「新型コロナウイルス感染症に関するアンケート」について

(服部危機管理統括監)

- ・ 事項 3 「新型コロナウイルス感染症に関するアンケート」について説明をお願いします。

(中尾医療保健部副部長) 資料 3 に沿って説明

- ・ 本アンケートは、感染されたことがある方の感染後の症状、不安に感じたことを把握し、県や市町の今後の対策や啓発につなげることを目的としたものである。令和 2 年 12 月 28 日以降に退院または療養解除となった 307 名に対しアンケートを実施し、2 月 19 日までに 196 名の方から回答があった。
- ・ 回答者の年代については、20 歳代、50 歳代が最も多く、次いで 30 歳代となっている。
- ・ 入院及び療養中における症状の有無について、196 人中、症状がある人が 163 人、84% で、20 歳代、30 歳代が最も有症状者の割合が高く 93% となっている。
- ・ 入院中及び療養中の症状については、最も多いのが発熱で 113 人 (63%)、次いで咳、嗅覚障害、倦怠感、味覚障害となっている。
- ・ 退院後及び療養後の症状の有無については、195 人中症状がある人が 76 人で 39%、約 4 割である。30 歳代で最も有症状者の割合が高く 67% となっている。
- ・ 退院後及び療養後における症状について、最も多かったものが嗅覚障害で 33 人 (43%)、次いで咳、倦怠感、味覚障害と続く。
- ・ 最も多い嗅覚障害については、30 歳代で最も多く、次いで 50 歳代が高く、咳、倦怠感でも同様の状況である。
- ・ 基礎疾患の有無別では、基礎疾患のある方の 45% の方が退院後等も症状有りとなっている。
- ・ 退院後等も継続した症状の回復期、対処方法については、退院後 2 週間まで症

状が継続した人が 29%と最も高く、次いで現在も継続していると回答した人の割合が 28%と高くなっている。また、半数が 1 か月以上経過しても症状がある。対処方法として、自宅で経過観察した人の割合が 79%で最も高い。

- ・感染し不安に感じたこと、困ったことについて、何らかの不安を感じたと回答したのが 134 人と 7 割強となっている。内容は体調に関することが 66%で最も高く、次いで家族等の生活に関すること、感染拡大に関すること、差別・偏見に関することと続く。
- ・不安を感じたことに対する相談先は、家族・友人の割合が最も高く、次いで、医療関係者となっているが、15%の方は相談先がないと回答している。
- ・必要とする支援・取組等については、正しい情報の提供が最も多く、次いで差別・偏見の対策に関することとなっている。相談先の確保、メンタルケアを必要とする声もあった。
- ・このアンケートの結果から、新型コロナウイルスに感染しないための情報に関する普及啓発を行うこと、差別・偏見を起こさない社会づくり、相談体制の整備が必要と考えられる。
- ・今後、専門家の意見も聞きながら分析を進める予定である。
- ・最後のページは調査に用いたアンケート用紙である。

(服部危機管理統括監)

- ・このことについて何か質問はあるか。
- (質疑なし)

議題 4 「各部からの報告事項」について

(服部危機管理統括監)

- ・この際、報告事項がある部局は説明をお願いします。

(木平教育長)

- ・卒業式について、県立高校は 3 月 1 日に実施、特別支援学校については 3 月 17 日までに順次実施される。実施にあたっては密にならないよう開催方法を工夫している。
- ・3 月 10 日に県立高校の後期入試が行われる。受験者が力を発揮できるよう感染対策を徹底し、引き続き緊張感をもって対応していく。

(加太医療保険部長)

- ・変異株について、本県では保健環境研究所において、検査し陽性となった方の 10%程度の検体を抽出し、スクリーニング検査を行っている。

- ・ 1週間に1回を目途に検査を行い、約1か月間で232件の検査を行った。現在のところ、本県において変異株は検出されていないが、引き続き2週間単位で10%程度の検査を行っていく。

(島上雇用経済部長)

- ・ 前回本部員会議の指示をふまえ、飲食店及び取引事業者等の事業継続を支援するため、3月8日に支援金の要綱を公表し、申請受付を開始したい。
- ・ 併せて業態転換の補助金も3月8日に募集要項を公表することとしている。

(河口観光局長)

- ・ 前回本部員会議の指示事項にあった緊急警戒宣言解除後の観光振興策の実施に向け、県内観光地の状況把握に努めている。県内観光事業者からは、県民限定での宿泊割引クーポンの発行を希望する声があるが、一方で感染状況がより改善し迎える側としても、より安心して来ていただけるようになってからがよいのではとの声もある。
- ・ もうしばらく感染状況、病院の受入れ状況等を確認し、春休みに間に合うよう県民限定の宿泊割引クーポンの準備を進めていきたい。
- ・ その際、平日利用の優遇などで旅行需要の平準化を図るなど、地域の声を十分に聴き、事業者に寄り添い、県民の方に理解していただけるような内容になるよう取り組む。

議題5 知事指示事項

(服部危機管理統括監)

- ・ 次に知事から「知事指示事項」をお願いする。

(鈴木知事)

- ・ 本日の本部員会議において、緊急警戒宣言を予定通り3月7日までとすることを決定した。
- ・ しかしながら、3月、4月は人の移動が多い時期であり、引き続き警戒は必要である。ストップリバウンド、感染再拡大を起こさせないため全部局、全力で取り組んでほしい。
- ・ そのため、10点申し上げる。
- ・ 令和3年度から、新たに新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症対策を担当する部長級の理事を医療保健部に配置することとした。理事のもと遅滞なく、切れ目なく対策に取り組んでいくための体制を整備すること。
- ・ 緊急警戒宣言は解除するが、「STOPリバウンド」を合言葉に気を緩めるこ

となく感染防止対策をお願いしていく必要がある。「三重県指針」ver. 9の内容について、広報を充実させ、丁寧に確実に県民・事業者の皆様にも周知するとともに、市町をはじめ関係機関と緊密に連携して対策に取り組むこと。

- ・県民の皆様が安心してワクチンを接種できるよう、県内各地域の病院、医師会、関係団体、市町等と緊密に連携し、体制整備を進めるとともに、情報提供に努めること。
- ・まだ全ての医療機関、福祉施設でのクラスターが収束には至っていないことから、保健所とクラスター対策グループが的確に対応するとともに、市町や関係機関とも十分に連携し、感染拡大防止、収束に向けた取組を進めること。
- ・近県において、新型コロナウイルス感染症の変異株が確認されている。引き続き、変異株スクリーニング検査を的確に行い、県内で陽性者が確認された時は、迅速かつ適切に感染拡大防止に努め、速やかに情報提供を行うこと。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上げが減少した飲食店及び取引事業者等に対する事業継続のための支援金の申請受付を8日に開始する。事業者の皆様へ支援が行き届くよう確実に周知し、申請のあった方に対しては速やかに支給できるよう進めること。
- ・「三重 Go To Eat キャンペーン」の販売期間を延長したほか、今後クラスターが発生した地域における感染状況も見極めた上で、県民向けの「みえ得トラベルクーポン」の発行を予定している。平日の利用を優遇することで旅行需要の平準化を図るなど事業者の声を聴き、寄り添った取組となるよう準備を進めること。
- ・各部局においては所管する団体に対し、ガイドラインの遵守や掲示物などを用いた感染防止対策の徹底について改めて周知するとともに、「安心みえるLINE」への登録、QRコードの掲示について、積極的な活用をお願いすること。
- ・感染された方やその家族、医療従事者などが、不当な差別や偏見、いじめを受けることは決してあってはならない。引き続きあらゆる機会を活用し、呼びかけるとともに相談対応に取り組むこと。また、シトラスリボンプロジェクトの趣旨に多くの県民の皆様へ賛同いただき、取組の輪が広がるよう啓発に努めること。
- ・職員は気を緩めることなく、「三重県指針」ver. 9の内容について一人ひとりがきちんと理解し、県民の手本となるよう自ら率先して積極的に取り組むとともに、家族・友人など周囲に対しても協力を促すこと。

(服部危機管理統括監)

- ・各部局において、指示事項に基づいた適切な対応をお願いする。
- ・以上で本部員会議を終了する。

